# (社)日本原子力学会 標準委員会 研究炉専門部会 第 15 回廃止措置分科会 (R3SC) 議事録

- 1. 日時 2008年10月22日(水) 10:00~12:00
- 2. 場所 日本原子力発電㈱ 本店 第8,9会議室
- 3. 出席者(敬称略)

(出席委員) 岡本主査, 池田, 中島, 森本, 山内, 佐野, 伊藤, 小山, 丹沢, 高見, 井口, 松原, 工藤, 酒井, 見上, 中澤, 村上, 軍司, 川崎

(代理出席) 武部 (八木代理),蒲生 (富永代理),新崎 (東代理)

(常時参加者) 石倉, 福島, 北村, 田中

# 4. 配布資料

R3SC-15-1 第 14 回廃止措置分科会(R3SC)議事録(案)

R3SC-15-2 日本原子力学会「原子力施設の廃止措置の計画と実施:2006」の改訂について

R3SC-15-3 実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画 改訂前後比較表

R3SC-15-4 日本原子力学会「原子力施設の廃止措置の計画と実施:2006」と廃止措置計画 認可申請書の比較

R3SC-15-4-1 JAEA ふげん発電所

R3SC-15-4-2 JAEA 試験研究炉(原子力第1船原子炉, JRR-2 原子炉, 高温ガス炉臨界実験装置 (VHTRC), 重水臨界実験装置 (DCA)

R3SC-15-4-3 JAEA 核燃料サイクル施設 (申請書案)

R3SC-15-4-4 武蔵工業大学 武蔵工業大学炉

R3SC-15-4-5 日立製作所 日立教育訓練用原子炉(HTR)

R3SC-15-5 学会標準における解体と汚染の除去に係る記載に関する検討

R3SC-15-6 実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則 第19条の六(抜粋)

### 4. 議事

議事に先立ち、分科会開催時点で委員 22 名代理を含め 22 名が出席しており、定足数を満足していることが確認された。

#### (1) 人事案件

岡本主査から川﨑氏を委員とする提案があり、全員一致で承認された。

(2) 前回議事録の確認

前回議事録案が紹介され承認された。

- (3) 学会標準の改訂
- 1) 廃止措置計画認可申請書からの反映事項

学会標準の要求事項と実用炉と試験研究炉の廃止措置計画認可申請書(以下,「申請書」という。)及びサイクル施設の廃止措置計画認可申請書案記載事項を比較し課題の抽出を行った。この結果として現行の学会標準に対して次のような事項の改訂への反映が必要であることが報告された。

- ・ 学会標準の要求事項を適正化する必要があること。
- ・ 個別の原子炉施設等の事情を考慮できる仕組みが必要であること。

#### 2) 東海発電所とふげん発電所の申請書の構成比較

課題抽出の過程で明らかになった東海発電所とふげん発電所の申請書構成の違いについて報告があった。東海申請書の場合、4、5章に解体工事の全体概要を記載し、7章に「解体による汚染の除去」として、解体工事を記載している。一方、ふげん申請書では7章には機器除染等が記載され、解体工事は5章に記載されている。どちらの構成であっても、法令の要求事項は満たしている。現行の学会標準ではどちらの構成でもとることが可能であり、申請書標準化の観点から申請書構成に差異のでることがないように学会標準の要求を改訂する必要があることが報告された。

#### 3) 学会標準における解体と汚染の除去に係る記載に関する整理について

東海発電所とふげん発電所で発生した申請書構成上の差異に対応するため、学会標準で用いられている語について整理したことが報告された。学会標準で用いる語は JIS Z4001 1999 原子力用語に準拠することを原則とし、必要に応じて語の定義を追加していく。語の定義等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・ 「解体撤去」という語は廃止措置全体を指す語であるので、学会標準のこの部分で 用いるのは適切でない。
- ・ 機器、設備等では「解体前除染」と「解体工事」なるものとする。
- 「解体後除染」は「汚染された物の廃棄」で取り扱う。
- ・「建屋解体」は汚染の除去による壁や床の物理的形状の変化が小さい場合は「解体 前除染」と「解体工事」とし、変化が大きい場合は「解体による汚染の除去」、す なわち、「解体工事」とする。後者の場合には申請書上の抜けや漏れが発生しない ように、申請書の「5章 解体の方法」と「7章 汚染の除去」の両方に記載する こととする。

上述のような語の整理に関する検討結果に基づき、学会標準の改訂案が示され、了承された。

#### 4) 改訂後の学会標準目次案

改訂後の学会標準目次案が示された。改訂後の構成は以下の通りとなる。

・ 改訂後は「原子力施設の廃止措置の計画:20xx」(以下、「計画」という。)と

「原子力施設の廃止措置の実施: 20 x x 」(以下,「実施」という。)の2分冊にする。計画はスタンダード、実施はガイドの位置づけになる。

- ・ 計画では「4章 実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画」と「5章 実用発電 用原子炉施設等以外の廃止措置の計画」とする。
- ・ 保安院殿にエンドースいただく対象は計画の1章から4章までとし、5章は対象外とする。
- ・ 計画の改訂を先に進め、実施は1年遅れで改訂を行っていく。このため、現行の学会標準の「5章 廃止措置の実施」は実施の改訂が完了するまで残ることになる。 (現行の学会標準「4章 廃止措置の計画」は廃止となる。)

以上が了承された。

# (4) 今後の計画について

1) 分科会等のスケジュール

今後のスケジュールとして主なものは以下の通りである。

平成20年11月20日 第3回 分科会(中間報告案等)

平成20年11月28日 専門部会中間報告

平成20年12月 4日 標準委員会

平成21年 1月中旬 第4回 分科会(中間報告コメント反映)

専門部会報告、標準委員会報告を経て、公衆審査を実施

平成21年 7月頃 第5回 分科会(公衆審査の反映)

# 2) 改訂のスケジュール

- ・ 計画の「4章 実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画」のうち、4.1から4.4の改訂案を事務局から委員各位に送信し、コメント等をお願いする。
- ・ 計画の「5章 実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画」のうち、5.1から5.4について4章と同様の改定案を委員各位に送付する。試験研究炉、サイクル施設等に特有な事項の追記等を含めたコメント等をお願いする。
- ・ 計画の「附属書 1 (規定)廃止措置計画の施設別項目一覧表」の電子ファイルを委員各位に送付する。試験研究炉、サイクル施設等についての見直しを委員各位にお願いする。
- 上述の3件に関するコメント等の期限は10月31日とする。
- ・ 計画の4章及び5章の残りの部分及び附属書については、改定案が出来次第順次委員各位に送付し、コメント等をお願いすることとする。